3．設備廃棄等に係る減価償却資産の帳簿価額
当該設備廃棄等の直前の帳簿価額の合計額を記入する。
4．廃棄等事業年度において設備廃棄等に付随して不可避的に発生した次に掲げる費用
⑴　当該解体に係る工事並びに廃棄物の運搬及び処分に係る対価の額を記載する。
⑵　当該材料、半製品及び補修用部品の帳簿価額及び売却損並びにこれを廃棄するための運搬及び処分に係る対価の額を記載する。
⑶　当該材料及び補修用部品（納入が行われないものに限る。）に係る対価の額を記載する。
⑷　自己の用に造作した建物及びその附属設備の撤去により必要となる原状回復のために支払った金額を記載する。
⑸　当該認定事業再編事業者のうち当該業務に係る特殊な材料若しくは部品の提供を行う者又は専ら当該業務に係る役務の提供を行う者に対して支払った補償金の額を記載する。
5．「3．設備廃棄等に係る減価償却資産の帳簿価額」及び「4．廃棄等事業年度において設備廃棄等に付随して不可避的に発生した次に掲げる費用」の合計額
「3．設備廃棄等に係る減価償却資産の帳簿価額」及び「4．廃棄等事業年度において設備廃棄等に付随して不可避的に発生した次に掲げる費用」の合計額を記載する。
㈱　「1．施設の相当程度の撤去の比率」及び「2．設備の相当程度の廃棄の比率」については、認定事業再編計画において事業再編を実施するための措置の内容として「保有する施設の相当程度の廃棄又は設備の相当程度の廃棄」を記載している場合についてのみ記載する。

別表1
1．撤去する施設の内容及び帳簿価額

（単位：百万円）

	所在家屋番号	種類・構造	用　途	床面積	帳簿価額	撤去期日
1						
2						
3						
				合　計		

2．撤去直前に保有していた全ての施設の帳簿価額の合計額　（単位：百万円）

別表2
1．廃棄する設備の内容及び帳簿価額

（単位：百万円）

	設置場所	名　称	用　途	数　量	帳簿価額	廃棄期日
1						
2						
3						
				合　計		

2．廃棄直前に保有していた全ての設備の帳簿価額の合計額　（単位：百万円）

様式第二十八（第21条関係）
農業競争力強化支援法施行規則第21条第１項の証明通知書

年　月　日

殿

主務大臣　名

平成　年　月　日付けで証明申請のあった農業競争力強化支援法施行規則第20条第１項の規定に基づく証明の申請については、農業競争力強化支援法施行規則第21条第１項の規定に基づき証明する。
（備考）
用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第二十九（第21条関係）
農業競争力強化支援法施行規則第21条第１項の証明をしない旨の通知書

年　月　日

殿

主務大臣　名

平成　年　月　日付けで証明申請のあった農業競争力強化支援法施行規則第20条第１項の規定に基づく証明の申請については、下記の理由により証明をしないものとします。

記

証明をしない理由

（備考）
用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
（記載要領）
証明をしない理由を具体的に記載する。

様式第三十（第22条関係）
平成　年度における認定事業再編計画の実施期間終了の日以降
引き続き課税の特例の適用を受ける場合の実施状況報告書

年　月　日

主務大臣　名　殿

住　所
名　称
代表者の氏名　印

平成　年　月　日付けで認定を受けた事業再編計画の平成　年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1．認定事業再編計画の目標の達成状況
2．課税の特例に関する報告（事業再編促進設備等の割増償却）
（備考）
1．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
（記載要領）
1．認定事業再編計画の目標の達成状況に関する次の事項について、認定事業再編計画に記載した指標と実績とを対比させて記載する。
⑴　事業再編に係る事業の目標の達成状況
⑵　良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標の達成状況
⑶　生産性の向上を示す数値目標の達成状況
⑷　財務内容の健全性の向上を示す数値目標の達成状況
2．課税の特例に関する報告（事業再編促進設備等の割増償却）
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第13条の３、第47条又は第68条の34に規定する課税の特例を受けた場合における当該事業再編促進設備等の事業の用に供した日以後５年以内の日を含む事業年度の割増償却額を記載する。